

朝霞市生涯学習ガイドブック「コンパス」広告掲載募集要項

1. 掲載種類及び掲載位置

A4判デジタル版の裏表紙 配置については市長が指定
年1回発行

2. 掲載期間

次年度のデジタル版が完成するまで

3. 掲載規格

1区画 縦5.5センチメートル×横10センチメートル

4. 掲載数

20区画（裏表紙10区画・裏表紙内側10区画）

2区画以上の掲載についても希望を受け付けます。

5. 掲載料

裏表紙 1区画につき3,000円

裏表紙内側 1区画につき2,000円

6. 掲載制限

次の各号のいずれにも該当しないものとします。

- (1) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業の宣伝に係るもの
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条の適用を受ける業種の宣伝に係るもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (6) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (7) 個人名が記載されているもの（ただし、個人名が商店等の名称に使用されている場合を除く。）
- (8) あたかも市、国及び他の地方公共団体等が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
- (9) 土地・建物の個別物件又は個別商品・サービスの説明・売買紹介に係るもの
- (10) その他、広告として掲出することが妥当でないと市長が認めるもの

7. 掲載責任

広告の内容及び広告の内容に起因して生じた損害の責任は、広告主に帰属するものとします。また、広告主の責めに帰すべき事由により広告掲載を中止したことにより市に損害が生じた場合、市は、当該広告主に損害賠償を請求することができるものとします。

8. 申込方法

朝霞市有料広告掲出申込書（朝霞市有料広告掲出要綱 様式第1号）に広告の原稿案を添えて、申込期間内に申し込んでください。なお、一度提出された原稿案は、朝

霞市に帰属するものとします。

9. 募集期間

令和8年1月30日（金）から2月16日（月）まで【必着】

10. 掲載決定

広告掲載の可否を決定した結果は、朝霞市有料広告掲出決定通知書（朝霞市有料広告掲出要綱 様式第2号）により申込者に通知します。なお、申込みが募集区画数を超えた場合は、朝霞市有料広告掲出要綱第3条の優先順位により決定し、同一の優先順位の場合は、原則として抽選で決定します。

11. 掲載の優先順位

次の表のとおりとします。

第1順位	公共的性格のある私企業・団体等で市内に事業所等を有するもの	電力会社、ガス供給会社、鉄道会社、バス会社、水道関連事業所、通信関連会社、放送関連事業、金融機関、第3セクター、医療機関、社会福祉民間事業者、NPO団体等
第2順位	第1順位に掲げるものの以外の私企業・団体等で市内に事業所等を有するもの	デパート、スーパー・マーケット、小売店・商店会、スポーツ施設、ホテル、展覧会・演劇・コンサート・美術展・その他催し等の案内、私立学校、人材募集関係、葬儀社、自営業者の仕事紹介、書道教室の生徒募集、会社案内、有料行事案内、通信販売会社等
第3順位	その他掲載の要件を満たすもの	

12. 納付方法

掲載決定後、特別な理由がない限り市長の指定する期日までに、一括前納してください。なお、広告の原稿作成費用その他掲載に係る一切の費用は、広告主の負担となります。

13. 料金の還付

一度納入された掲載料金は、特別な理由がない限り原則として返金いたしません。

14. 掲載の取消

広告を掲載することを決定した後に広告が6項の各号のいずれかに該当することが判明したとき、又は、指定された期日までに納付がない場合は、決定を取り消すことができるものとします。

また、この場合、当該広告主に損害が生じても、市はその責任を負いません。

※不明な点がありましたら、下記までご連絡ください。

連絡先 朝霞市教育委員会 生涯学習・スポーツ課 生涯学習係

048-463-2920 (直通)